

平成 26 年度第 1 回管理濃度等検討会の検討結果について

平成 26 年 7 月 4 日（金）10：00～12：00
経済産業省 別館 1 階 共用第 114 会議室

1 平成 25 年度第 2 回検討会での検討結果について【報告】

2 1, 2-ジクロロプロパンについて【見直し】

日本産業衛生学会の許容濃度として 1ppm が設定された（2013 年 5 月提案、2014 年 5 月確定）ことから、その管理濃度等について検討した。

（1）管理濃度

次のとおり改正することが適当であるとされた。

現行：10ppm → 改正案：1ppm

（2）測定方法

現行の方法は、管理濃度の改正案である 1ppm の 1/10 まで精度よく測定することができないものを含むため、試料採取方法を次のとおり改正することが適当であるとされた。（分析方法は変更なし）

現行：固体捕集方法又は直接捕集方法

→ 改正案：固体捕集方法

3 技術的検討の結果を踏まえた測定方法の見直しについて【見直し】

「平成 25 年度新たな作業環境測定方法の実証的検証事業」（以下、「検証事業」という。）の結果を踏まえて、測定方法の見直しについて検討した。

（1）試料採取方法、分析方法の見直し

弗化水素及びホルムアルデヒドについて、現行の測定方法に加えて、新たな試料採取方法、分析方法の組み合わせによる測定方法が可能となるよう、次のとおり改正することが適当であるとされた。

<注>これらの測定方法は、検証事業における実験室での結果は一部安定しなかったが、現場での実証試験（現行測定法との併行測定）では強い相関が認められているため、採用することとなったもの。ただし、実験室又はそれに代わる方法での検証を引き続き行うこととし、その結果を検討会に報告する予定。

	物質名	管理濃度	測定方法【現行】		測定方法【改正案】	
			試料採取方法	分析方法	試料採取方法	分析方法
①	弗化水素	0.5ppm	液体捕集方法	吸光光度分析方法	液体捕集方法又は固体捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法にあつては、 <u>高速液体クロマトグラフ分析方法</u>
②	ホルムアルデヒド	0.1ppm	固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法	固体捕集方法	<u>ガスクロマトグラフ分析方法</u> 又は高速液体クロマトグラフ分析方法

※検証事業報告書では、弗化水素の分析方法を「イオンクロマトグラフ分析方法」としているが、この方法は「高速液体クロマトグラフ分析方法」の一種であるため、法令上は「高速液体クロマトグラフ分析方法」と規定することとなる。

(2) 検知管方式による測定の採用

次の5物質について、現行の測定方法に加えて、検知管方式による測定方法が可能となるように改正することが適当であるとされた。

- ①メチルエチルケトン
- ②テトラヒドロフラン
- ③臭化メチル
- ④ノルマルヘキサン
- ⑤イソブチルアルコール

4 その他

(1) ベリリウムの管理濃度等の検討について
事務局から次のとおり報告した。

○ベリリウムの管理濃度等については、平成25年度第1回検討会からの

継続案件となっているが、引き続き現場での測定等を含めて疾病事案の情報収集中であり、今後、結果の整理を行い、次回（平成 26 年度第 2 回）検討会から検討を再開する予定であること。

（2）ニッケル化合物の管理濃度等の検討について

事務局より次のとおり提案を行い、委員の了解が得られた。

○ニッケル化合物の管理濃度等については、平成 25 年度第 1 回検討会からの継続案件となっており、これまでの議論において、管理濃度を計算式で表す方法等が提案されたが、いずれについても問題点が指摘されている。

このため、さらなる知見の収集、必要な調査等を行うこととし、管理濃度を改正する考え方について関係者の合意が得られるまでは、ニッケル化合物の管理濃度は現状どおりとする。